

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を所有している人にかかる税金です。

◆納税義務者

毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者

◆税額

軽自動車の車種によって、税額が異なります。
また、軽自動車（三・四輪）は登録日によって、税額が異なります。

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車などの税率表

車 種		年 税 額
原 動 機 付 自 転 車	総排気量50cc以下（定格出力0.6kW以下）のもの	2,000円
	定格出力0.6kW以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高速度20km/h以下のもの（特定小型原動機付自転車）	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下（定格出力0.6kW超0.8kW以下）で二輪のもの	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下（定格出力0.8kW超1.0kW以下）で二輪のもの	2,400円
	総排気量20cc超50cc以下（定格出力0.25kW超0.6kW以下）で三輪以上のもの（ミニカー）	3,700円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用のもの （刈取脱穀作業用自動車を含む。）	2,400円
	その他のもの（フォークリフトなど）	5,900円
軽自動車 （三・四輪を除く）	二輪のもの （側車付を含む。総排気量125cc超250cc以下のもの。）	3,600円
	雪上用のもの	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

軽自動車（三・四輪）の税率表

車 種 (A)		税率（年税額）		
		最初の新規検査から13年を経過した車両（A）	平成 27(2015)年 3月31日までの登録者で（A）を除く	平成 27(2015)年 4月1日以降の登録者
軽自動車 (三・四輪)	三輪のもの	4,600 円	3,100 円	3,900 円
	四輪乗用（自家用）	12,900 円	7,200 円	10,800 円
	四輪乗用（営業用）	8,200 円	5,500 円	6,900 円
	四輪貨物（自家用）	6,000 円	4,000 円	5,000 円
	四輪貨物（営業用）	4,500 円	3,000 円	3,800 円

◆グリーン化特例

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車（三・四輪）で、令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までに最初に新規検査を受けた車両について、環境性能に応じて新規登録をした日の属する年度の翌年度分のみ軽自動車税が軽減されます。

車 種		電気自動車、天然ガス自動車（平成 30(2018)年排出ガス規制適合車又は平成 21(2009)年排ガス基準 10%低減達成車）	[乗用車] 令和 2(2020)年度燃費基準かつ令和 12(2030)年度燃費基準 90%達成車（※1）	[乗用車] 令和 2(2020)年度燃費基準かつ令和 12(2030)年度燃費基準 70%達成車（※2）
		年 税 額	年 税 額	年 税 額
軽自動車 (三・四輪)	三輪のもの	1,000 円	2,000 円 （営業用のみ）	(※3) 3,000 円 （営業用のみ）
	四輪乗用（自家用）	2,700 円	—	—
	四輪乗用（営業用）	1,800 円	3,500 円	(※4) 5,200 円
	四輪貨物（自家用）	1,300 円	—	—
	四輪貨物（営業用）	1,000 円	—	—

（※1）（※2）ガソリン・ハイブリット車で、いずれも平成17(2005)年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30(2018)年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

◆納税の方法

市役所から送付された納税通知書により5月末日まで（土・日曜日の場合は、その翌月曜日まで）に納めてください。

なお、軽自動車税（種別割）は自動車税と異なり、月割課税制度はありません。したがって、4月1日現在の所有者に年税額が課税されることになり、4月2日以降に廃車や所有者の変更を行っても当該年度分の税金は全額納めていただくことになります。

◆申告

軽自動車等を取得、譲渡又は住所が変わったときには15日以内に、廃車したときは30日以内に対応する手続先へ申告してください。

◆手続について

〔125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車〕（税務課窓口）

項 目		必要なもの
登 録	販売店で購入した場合	①販売店の販売証明
	廃車済の車を譲ってもらった場合	①廃車証明書②旧登録者の譲渡証明書（廃車証明書に譲渡証明欄があり、記入があれば譲渡証明書は必要ありません）
	他人名義で登録中の車を譲ってもらった場合	①譲渡証明（旧登録者の記入済み）②標識交付証明書（無い場合は確認のためお待ちいただく場合があります）③新しいナンバープレート希望する場合は旧ナンバープレート（市外ナンバーの車を譲ってもらった場合は、必ず旧ナンバープレートをお持ちください。）
	市外ナンバーの車を所有してみよし市へ転入した場合	①市外ナンバープレート②標識交付証明書（無い場合は確認のためお待ちいただく場合があります）
	市外ナンバーを廃車してみよし市へ転入した場合	①廃車証明書
廃 車	廃車する場合	①ナンバープレート②標識交付証明書（無い場合は確認のためお待ちいただく場合があります）
	車の盗難・紛失又はナンバープレートの盗難・紛失・破損	①標識交付証明書（無い場合は確認のためお待ちいただく場合があります）②ナンバープレート弁償金100円（紛失・破損の場合）③盗難・紛失の場合は盗難・紛失届の受理番号・届出日・届出警察署名を申請書に記入していただきます。
	従来のナンバープレートを図柄入りナンバープレートに交換する場合	①標識交付証明書（無い場合は確認のためお待ちいただく場合があります）②ナンバープレート（注）ナンバープレートの交換に伴い、ナンバーが変更になることで自賠責保険などの手続きが必要になる場合があります。詳細はご加入の保険会社にお問い合わせください。

〔下記の点にご注意ください〕

- ① 申請は登録者以外の代理人が手続きすることも可能ですが、申請の際、登録者の住所、生年月日、電話番号が必要になりますので、代理人が申請するときは事前に確認して下さい。

- ② 友人などに譲った場合、名義変更などの申請をしないと税金はいつまでも旧登録者にかかりますので、必ず手続きを行ってください。また、車を譲った相手に連絡が取れず手続きができないなどのトラブルが多いので、バイクなどを譲る場合は、できるだけ先に廃車の手続きを行ってから譲渡し、新しい所有者に新規登録をしていただくようにしてください。
- ③ 盗難やナンバープレート紛失などにより廃車の申請を行った後で、車やナンバープレートが発見された場合は、必ずナンバープレートを返納してください。
- ④ 市外ナンバーからみよし市ナンバーへ変更する手続きは可能ですが、市外ナンバーの廃車のみの申請は受付しておりません。

〔その他〕

車 種	手続と必要なもの	手 続 先
軽二輪 (126cc ～250cc) 小型二輪 (251cc ～)	車両の種類、手続の内容により取扱いと必要なものが異なりますので、必ず手続を行う機関にお問い合わせください。	愛知県運輸支局 豊田市若林西町西葉山46 Tel050-5540-2047 または現住所の管轄の運輸支局
軽三輪 軽四輪	車両の種類、手続の内容により取扱いと必要なものが異なりますので、必ず手続を行う機関にお問い合わせください。	軽自動車検査協会 豊田市若林西町西葉山48-2 Tel050-3816-1772 または現住所の管轄の軽自動車検査協会

◆車検用納税証明

軽自動車の継続検査のときは、納税証明書が必要です。車検用納税証明書は、納税通知書的一片についていますので、大切に保管してください。口座振替で納めた方には納期以降に送付します。

なお、未納の軽自動車税（種別割）がある場合は、納税証明書を発行できませんのでご注意ください。

環境性能割について

令和元(2019)年10月1日より、自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車の燃費基準値達成度等に応じて軽自動車の購入時に払う「環境性能割」が導入されました。（計算式：軽自動車の取得価格×税率）詳しくは愛知県のHPをご覧ください。

Q & A （よくあるご質問にお答えします）

【軽自動車税（種別割）について】

Q 5月に軽自動車税（種別割）の通知が届きましたが、昨年の12月に友人に原付バイクを譲ったので、今は所有していません。なぜ、私のところに通知がくるのですか？

A 軽自動車税（種別割）は、4月1日現在で所有者の登録がある人に課税されます。昨年の12月に友人に譲ったということですが、まだ所有者変更の申請がされていないようです。早急に申請を行ってください。

Q 軽自動車を4月1日に廃車しました。4月1日現在に所有していると税金がかかるということですが、この場合はどうなりますか？

A 4月1日に廃車した場合、その後、道路を走ることがないので、税金は課税されません。逆に、4月1日に登録をした場合は課税されることになります。

